

慶弔に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、松河戸区の会員及び役員の慶弔金は本規則により実施する。

(支給対象)

第2条 会員及び現役役員とする。

2 役員は規約第8条に定める役員とする。

(取扱い)

第3条 弔慰金等は、次の各号に定める区分により取り扱う。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 会員の死亡の場合 | 香典 5,000円と訃報の掲示 |
| (2) 役員の死亡の場合 | 香典10,000円と訃報の掲示 |
| (3) 役員配偶者死亡の場合 | 香典 5,000円と訃報の掲示 |

(その他の規則等)

第4条 本規則以外の取扱は、区長が決定する。

(付則)

1. この規則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成24年4月1日から一部改正する。